

届きましたか？社会保障と税に関するさまざまな手続きで必要になる！

マイナンバー「通知カード」

▶ **詳**総務部マイナンバー主幹 **☎**(32)6492

※ カード交付に関すること：**詳**住民課 **☎**0570(00)5501(ナビダイヤル)

1月から、市役所や税務署、道税事務所、ハローワーク、勤務先などで社会保障や税の手続きを行う際、「通知カード」を提示の上、申請書や届出書にマイナンバーを記載する必要があります

通知カードおよび個人番号カード交付申請書▶



社会保障分野の手続き

- 介護保険関連
- 健康保険
- 後期高齢者医療
- 障がい福祉関連
- 児童手当
- 保育園・認定こども園
- 労災保険
- 雇用保険
- 母子保健関連
- 生活保護
- 奨学金
- 公営住宅
- …など

税分野の手続き

- 所得税などの確定申告
- 市・道民税の申告
- 各種障害者控除の申告
- 自動車税の障害者減免
- 扶養控除の申告
- 源泉徴収票などの作成
- 固定資産税の申告
- 寄附金税額控除の申告
- 贈与税の申告
- 相続税の申告
- 証券取引全般
- 財形貯蓄(年金・住宅)
- …など

手続きの詳細は、申請・申告先の機関へお問い合わせください

マイナンバーを記載する場面では本人確認を行います ※成り済まし防止のため、ご協力をお願いします

● 通知カードの場合
(通知カード+身分証明書)



● 個人番号カードを
取得された場合
(1枚でOK)



お勤めの方は、
勤務先にもマイナンバーを提示します

- 扶養控除等(異動)申告書など、勤務先に提出する税務関係書類にマイナンバーを記載する必要があります
- 事業所は、従業員から集めたマイナンバーを健康保険や雇用保険などの書類に記載します。集めたマイナンバーは、適切に管理することが義務付けられています

マイナンバーに関するお問い合わせは

▶ 国のマイナンバー総合フリーダイヤル

☎0120(95)0178

時間 平日 9時30分~22時

土・日曜日、祝日 9時30分~17時30分
(12月29日~1月3日は除く)

1月9日から土曜日も個人番号カードの特設窓口を開設します

内 個人番号カード申請・受け取りなど

期間 5月31日まで(毎月第3土曜日を除く)

時間 8時45分~17時15分

所 市役所本庁舎2階談話室

※土曜日は中央玄関をご利用ください



マイナンバー制度に便乗した詐欺に注意！不審な電話やメールは無視し、不安を感じたら消費者センターなどにご相談を！